



鳥取県公報

令和2年12月11日（金）
号外第98号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令（6）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 2

訓 令

鳥取県訓令第6号

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理局</u>及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(供応接待等の禁止)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(交通法規の遵守等)</u></p> <p><u>第5条の2 職員は、交通法規を遵守し、交通安全の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 職員は、県内で自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理者</u>及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(供応接待等の禁止)</p> <p>第5条 略</p>

附 則

この訓令は、令和2年12月11日から施行する。